

郡山市ふれあいネットワーク事業実施要領

平成 10 年 8 月 4 日制定

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 11 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 9 月 7 日一部改正

令和 3 年 12 月 23 日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(目的)

第 1 条 この要領は、市政に関する的確な情報を提供することにより、市民の市政参加を促進するため、郡山市ふれあいネットワーク事業を実施し、市民総参加のまちづくりを積極的に推進することを目的とする。

(提供情報)

第 2 条 提供する情報は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 市政に関する情報
- (2) 市が施行する各種事業の進捗状況
- (3) 市民生活上緊急性のある情報

(情報提供対象者)

第 3 条 情報提供の対象となる者（以下「情報提供対象者」という。）は、別表のとおりとし、提供する情報に応じて、対象者を選択するものとする。

(情報提供の方法)

第 4 条 情報の提供は、ファックス又は電子メールの送信（以下「送信」という。）により行うものとする。

2 送信は、市長に対し、次に掲げる事項を届け出た情報提供者に行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 希望する情報の提供の方法
- (5) 送信を受けるファックス番号又はメールアドレス
- (6) その他送信に必要な事項

(送信日)

第 5 条 情報提供を行う日は、毎月 1 日及び 15 日（これらの日が郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とする。以下「送信日」という。）の 2 回とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と判断したときは、その都度送信（以下「緊急送信」という。）を行うことができる。この場合において、情報を提供しようとする部局は、あらかじめ市民・NPO活動推進課長の確認を得なければならない。

(情報提供の手続)

第 6 条 送信（緊急送信を除く。）に際し必要な原稿等は、当該情報を所管する所属で作成し、送信日の 2 日前までに市民・NPO活動推進課長に確認を得なければならない。

(ファックス機器の貸与等)

第7条 市長は、情報提供対象者のうちファックスによる情報の提供を希望する者に対して、ファックス機器を貸与することができる。

2 前項の規定によるファックス機器の貸与は、市長に対し、次に掲げる事項を届け出た情報提供対象者に行うものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する事項
- (2) ファックス機器の貸与を希望する旨
- (2) ファックス機器の設置場所
- (3) その他ファックス機器の貸与に必要な事項

3 ファックス機器の貸与は、無料とする。ただし、電話料金については、ファックス機器の貸与を受けた者の負担とする。

4 前3項の規定にかかわらず、ファックス機器の貸与を希望せず、自己所有のファックス機器での受信を希望する者は、市長に対し、第4条第2項に定める事項のほか、自己所有のファックス機器での受信を希望する旨を届け出なければならない。

(ファックス機器の移設・撤去)

第8条 前条第1項の規定によりファックス機器の貸与を受けた者は、住所の変更があったとき又は情報提供対象者の条件に該当しなくなったときは、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 住所の変更があった旨又は情報提供対象者の条件に該当しなくなった旨
- (2) 住所変更があったときは、変更後の住所
- (3) その他ファックス機器の移設又は撤去に関し必要な事項

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、貸与したファックス機器の移設又は撤去を行うものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成10年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

別表

| |
|---------|
| 町内会長等 |
| 行政センター |
| 聴覚障害者 |
| 防霜対策関係者 |